

北開局会第156号

令和8年8月28日

回 答 書

ジオ・サーチ株式会社

代表取締役社長 雑賀 正嗣 殿

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部



令和8年8月24日付けで貴社から申立てのありました下記業務に関する申立てにつきまして、下記のとおり回答します。

なお、この回答書による説明に不服がある場合は、この回答を受け取った日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により北海道開発局長に対して開発監理部長を経由して、再苦情の申立てを行うことができます。

記

1. 業務名 路面下空洞調査業務

2. 苦情申立てに対する回答

(1) について、現地におけるボーリング調査及びスコープ調査については、北海道開発局職員が現地に立ち会い、申請箇所と実際の削孔位置との関係を確認しております。

当時の確認記録は残していませんが、立会確認において削孔位置に問題がないことを確認したうえで削孔を実施しており、削孔位置は妥当なものであったと認識しております。

なお、当該箇所については過年度調査の結果で空洞が確認されていたため、その後必要な補修を実施しており、現在は空洞補修を完了しております。

(2) について、(1) で回答したとおり、削孔位置については北海道開発局職員が現地に立ち会い確認していることから、妥当であったものと考えております。

これを踏まえ、当該調査において空洞が確認されていることから、調査を実施した代表者のみならず、同一の近接空洞に係る貴社についても、空洞を発見したものとして評価しております。

(3) について、当該箇所については、近接する空洞提案者の中から代表者として貴社がボーリング調査及びスコープ調査を実施することを、「ボーリング調査及びスコープ調査グルーピング箇所一覧」によりお知らせしたものであり、評価の対象となるか否かを通知するものではありません。

範囲外申請箇所については評価の対象外となります。

なお、結果として当該一覧への記載により評価対象であるかのような誤解を招く表現であったことは認識しており、今後はより分かりやすい表現となるよう改善してまいります。

(4) について、北海道開発局ホームページにおいて、「入札及び契約の過程等に係る情報の公表」として評価値を公表しております。

(1)～(3) について確認を行った結果、ご指摘の内容はいずれも評価結果に影響を及ぼすものではないと判断しております。

したがって、落札者の空洞発見数及び申請数を変更すべき事実は認められず、評価値の変更は必要ないものと判断しております。

なお、技術評価点の算定に必要な各社の空洞発見数及び申請数については公表しておりません。

(5) について、(1) 及び (2) については、北海道開発局職員の立会確認において、削孔位置は妥当なものであったと認識しております。

また、(3) については、複数の申請箇所のうち一部に範囲外申請箇所が含まれていたものであり、評価対象となる箇所については適切に評価を行っていると考えております。

以上のことから、ご指摘の内容は虚偽記載には当たらないものと考えております。

(6) について、実測評価は契約前に実施されるものであることから、作業分担の提出は求めておらず、その内容について確認も行っておりません。

業務期間中の作業分担の確認については、入札手続きの過程に係ることではないため、回答は差し控えます。

令和 8 年 8 月 24 日

支出負担行為担当官
北海道開発局開発監理部長
高山 泰 殿

(申立者)

住 所 東京都大田区西蒲田 7 丁目 37 番 10 号
会社 名 ジオ・サーチ株式会社
氏 名 代表取締役社長 雑賀 正嗣

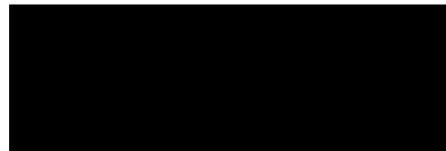
(連絡先)

担当部署 北海道事務所

担当者

電話番号

E-mail



「路面下空洞調査業務」の落札者の決定結果に関する一次苦情申立て

弊社の調査結果およびボーリング期間後の現地の削孔状況などから落札できると考えていましたが落札とならなかったため、「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について（北開局工管第 18 号 令和 7 年 3 月 28 日）」の手続きに従い、以下について非落札理由の説明を求めますので、ご回答願います。

1. 申立の対象となる業務名

路面下空洞調査業務

2. 不服のある事項

- (1) 他社が申請した位置 (SP=0.73970) と異なる位置 (SP=0.74030) で削孔を実施したにも関わらず、申請位置での削孔として評価されていること
- (2) 申請と異なる位置での削孔は入札説明書に示された禁止事項に抵触するが、抵触していない弊社と同様に取り扱われていること
近接空洞箇所 (No. 4) の評価については、他社は非空洞箇所と同様の評価（的中率計算の分母にカウントし、分子にカウントしない）とし、弊社は空洞箇所として評価すべきこと
- (3) 他社が申請した実測調査対象範囲外の申請箇所 (SP=1.81267) は非空洞箇所と同様の評価（的中率計算の分母にカウントし、分子にカウントしない）がされるべきところ、評価対象外とされ、申請がなかった場合と同様の評価がされていること

- (4) (1)～(3)が適切な判断をされると落札者に変更が生じるが、弊社から上記に対する情報提供があったにもかかわらず、その対応がなされなかったこと
- (5) (1)～(3)までの事項は、技術提案書における虚偽の記載に該当すること
- (6) 落札者の設計共同体での作業分担で実測調査の実施が担保されていない可能性があること

3. 不服の根拠となる事項

不服の根拠となる事項は、以下のとおりです。

(1) について

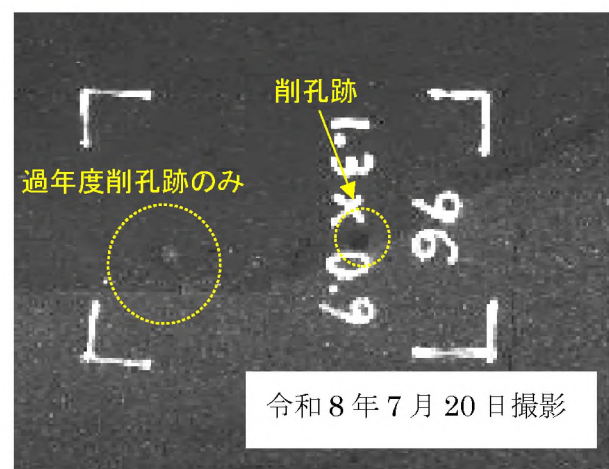
●申請と異なる箇所で削孔している根拠

6月30日弊社が現地を確認したところ、近傍に削孔跡は確認されませんでした。

7月9日および7月20日に現地を確認した結果、他社申請箇所（SP=0.73970）で削孔した形跡がなく、（SP=0.74030）で削孔した形跡が確認されました。

他社申請箇所は、過年度業務における削孔跡の近傍に位置しますが、削孔跡が確認できません。申請箇所から進行方向に約60cm離れた箇所に削孔跡が確認できます。





8月17日に弊社から発注者に対して、添付資料1にて削孔位置の相違について情報提供していますが、発注者からの8月20日の回答では、「現地における、ボーリング調査及びスコープ調査については、申請箇所と実際の削孔位置を、北海道開発局職員が現地に立ち会い、確認しております。なお、SP=0.73970の箇所につきましては、近接した位置で複数のボーリング調査及びスコープ調査を実施することを避けるため、近接する空洞提案者のうち代表者が調査を実施しております。その結果、空洞が確認されたことから、調査を実施した代表者に加え、近接する空洞提案者についても、空洞を発見したものとして評価しております。」との内容でした。

発注者から根拠となる資料が示されておらず、提出した資料への明確な説明がありません。弊社が現地確認により取得した写真、位置関係および削孔跡の状況は、申請位置と実際の削孔位置の相違を示す有力な資料であると考えます。これと異なる判断を行うの

であれば、その判断の根拠となった立会記録、位置確認資料その他の資料を示してください。弊社の資料を否定する根拠の資料の明示と説明、SP=0.73970 で削孔した根拠の資料と説明を求めます。説明ができなければ、弊社資料の結果を採用すべきです。

(2) について

●入札説明書の禁止事項に抵触しており、他社は非空洞、弊社は空洞評価とすべき根拠

入札説明書別添 1、6. ボーリング調査及びスコープ調査では、「地下埋設物の確認のため、ハンディ型地中レーダを使用してよいが、調査位置の変更は認めないものとする。」と記載があり、位置の変更を認めていません。(1) は入札説明書の禁止事項に抵触しています。

禁止事項に抵触した者が確認した箇所について、「空洞」と認定することは出来ません。入札説明書に定める位置変更禁止の取扱いに反して得られた調査結果を、そのまま空洞発見として評価することは適切ではありません。

加えて、申請箇所で空洞は確認できていないことから「空洞」と評価することは出来ません。

ただし、実際にスコープ調査は実施しているため無かったことには出来ません。

スコープ調査をした結果、評価すべき箇所での空洞は確認できなかったわけですから、的中率の計算は非空洞箇所と同様の評価（分母にカウントし、分子にカウントしない）になります。

一方、弊社は手続きに則り、異議申し立て時にグルーピング箇所として近接する削孔箇所の結果を受け入れる回答をしています。削孔箇所（SP=0.74030）は弊社申請箇所から 1.5m 以内の離隔ですので、弊社申請箇所は「空洞」と評価されることになります。

禁止事項に抵触した行為が行われた箇所をどのように評価したのか、説明を求めます。

(3) について

●調査対象範囲外の申請は、非空洞箇所と同様の評価とすべき根拠

6 月 18 日に通知された「ボーリング等調査の決定について（ジオ・サーチ様）.pdf」において他社申請箇所（SP=1.81267、近接空洞 No. 15）が歩道縁石からの離れ 4.63m であることを確認しています。入札説明書別添 3 に「実測評価対象範囲は上下線ともに歩道側車線とし、歩道縁石前面より 1.5m 離れの位置から中央側に幅 3m の範囲とする。」と記載があり、該当箇所は明確な評価範囲外で申請された箇所です。

範囲外申請箇所（SP=1.81267）が、明確な範囲外に位置することは、二次調査箇所の異議申し立て時に発注者に伝えています。

8 月 20 日に通知のあった「ボーリング及びスコープ調査の結果通知（ジオ・サーチ（株）

様).pdf」で、範囲外申請箇所（SP=1.81267）を評価対象外としていることを確認しました。

（非空洞箇所とすべき根拠）

深度方向の実測調査範囲外箇所の空洞を申請した場合、非空洞箇所と同様の評価（的中率計算の分母にカウントし、分子にカウントしない）とすることが、明確に通知されています。

入札説明書・案件内容に対する質問内容および回答内容、管理番号 000010 にて、「入札説明書 8(3)「技術評価点を算出するための基準」の「イ 評価テーマ」に「※発見された空洞の深度が 1.5m より深い場合は、カウントしない。」と記載がありますが、下記 3 点についてご回答ください。質問 1「発見技術」について、空洞として判断されないという認識でよろしいでしょうか。質問 2「的中率」について、「各参加者の空洞発見個数」から除外し、「各参加者から申請のあった異常信号箇所数」には含めるという認識でよろしいでしょうか。」の質問に対し、質問その 1、その 2 ともに「そのとおりです。」と回答されています。

同じ実測調査範囲外の箇所に対して、深度と平面位置で整合をとるために、非空洞箇所と同様に評価をすべきです。

（評価対象外にできない根拠）

範囲外申請箇所（SP=1.81267）は、入札プロセスにおいて、評価すべき箇所として扱われてきました。近接箇所としてグルーピングの対象になり弊社へ 6 月 18 日に通知されています。異議申し立て時に発注者に範囲外申請であることを指摘していますが、弊社指摘後のボーリング前の最終通知（6 月 26 日）でも削除されることがありませんでした。少なくともスコープ調査の結果が分かる前までは、評価の対象として手続きされていたことを証明しています。

実測調査結果が出揃ったあとに評価対象の取扱いが変更されており、他社に有利な結果になっています。不公正な対応は是正されるべきです。

また本入札において、入札説明書には平面的な範囲外の申請箇所を評価対象外として扱う記述は確認できません。

範囲外申請箇所は、空洞の有無にかかわらず、「評価範囲内に空洞がないこと」が確定しています。結果が確定していることに対して、その結果を使用しないこと、また調査結果判明後に評価対象外とする取扱いがなされたのであれば、その判断の時期および根拠が明らかにされない限り、評価の公平性に疑義が生じます。

埋設物近接による削孔中止など、結果が確定できないために、評価の対象から除外する場合とは明確に違います。

また、実測調査範囲は「歩道縁石からの離れ」といった数値で明確に設定されているため、現地確認するまで範囲内外が確定しないものではありません。

以上から、調査対象範囲外の申請は、非空洞箇所と同様の評価とすべきですが、どのような根拠で、評価対象外としたのか、説明を求めます。

(4) について

●落札者が変更になる根拠

公表された評価点は、落札者 53.3580、弊社 52.0167 となっています。各項目の詳細は現時点で公表されていませんが、点数差は 1.3413 になります。

(1) ～ (3) が適切な判断をされ、落札者の発見空洞数が 1 箇所減少し、申請数が 1 箇所増加することになります。

公表された空洞数から落札者申請数 34 箇所、空洞数 30 箇所と推定します。

端数処理で多少の変動はあると考えますが、落札者の評価点が 1.4982 減少することになります。

弊社の評価点は変更にならないため、現在の点数差 1.3413 より減少点数 1.4982 が上回り、弊社の評価が 1 位になります。

現在採用している、評価値を算定した根拠（各社の申請数および空洞数）について説明を求めます。

(5) について

●技術提案書における虚偽の記載に該当する根拠

(1) の申請位置 (SP=0.73970) と異なる位置で削孔が実施された件について、申請位置は過年度の削孔箇所の近傍に位置しているため、単純な位置の取り違えが生じたとは考えにくい箇所です。

具体的には、実際の削孔位置は SP=0.74030 であり、基準となる SP=0.74000 から車道進行方向に 30 cm の位置です。一方、申請位置である SP=0.73970 は、同じ基準位置から車道進行方向と反対側に 30 cm の位置です。

このように、申請位置と実際の削孔位置は基準位置を挟んで対称的な関係にあり、立会者である発注者が誤認しやすい状況を利用した虚偽報告であったと考えられます。

本実測調査は「SP」と「歩道縁石からの離れ」を申告することで位置を確定しています。

また、実測評価対象範囲も「歩道縁石からの離れ」で明確に規定されています。

範囲外箇所 (SP=1.81267) の申告は、故意に実施された以外には考えられません。

指定された調査範囲外と知りながら、範囲内として申請していることは正しく虚偽です。

入札説明書 21 その他(2)(8)に「参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。」と記載がありますが、(1) ～ (3) は、虚偽の記載に該当しないのか、説明を求めます。

(6) について

●設計共同体の作業分担で実測調査が担保されていない可能性がある根拠

落札者は設計共同体で参加しています。

設計共同体では、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することができません。

入札説明書などでは、実測評価時の体制、作業分担で業務を実施することを担保する仕組みが記述されていません。

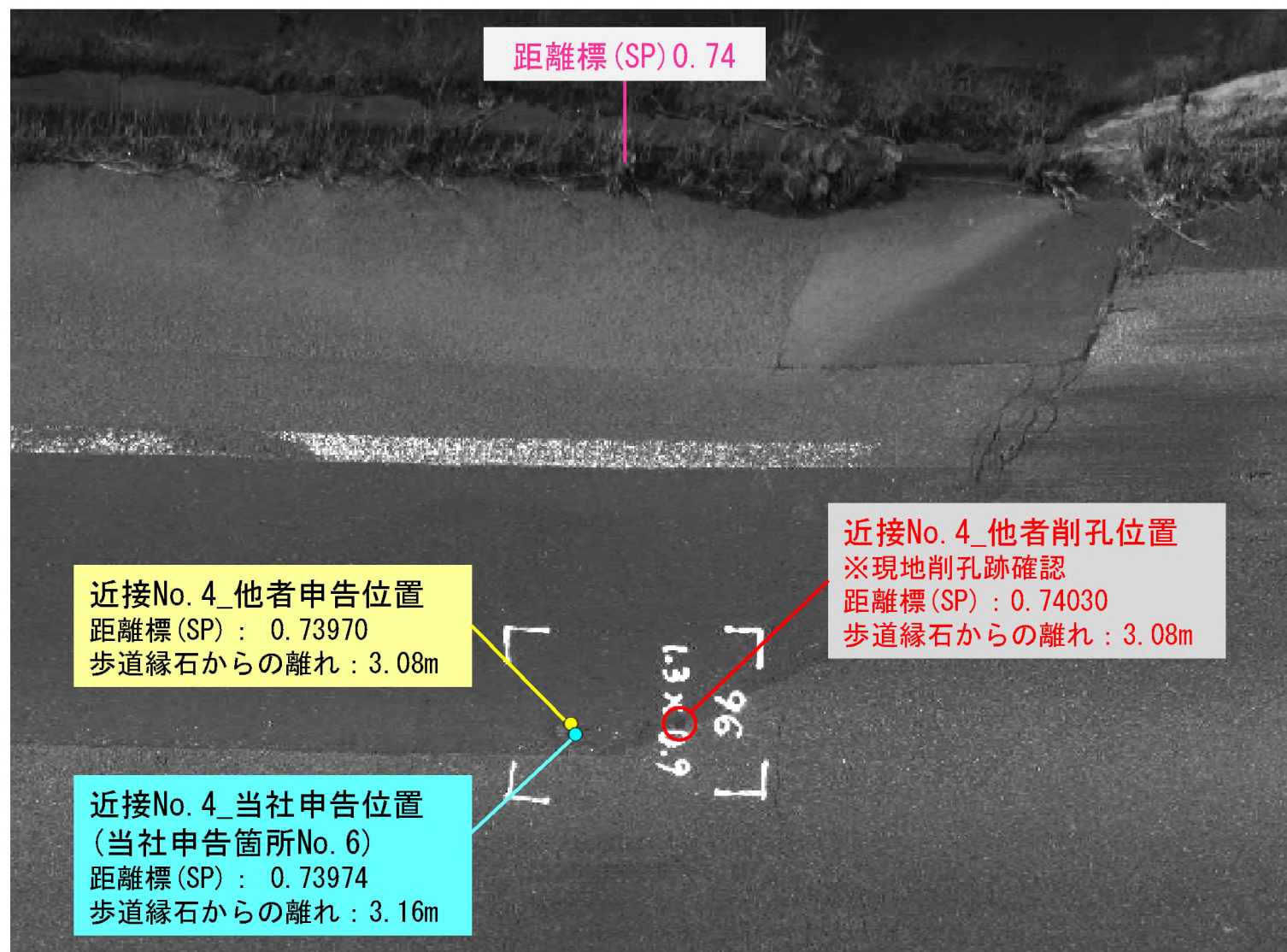
実測評価時の作業分担で業務の遂行および作業分担の履行を担保できないのであれば、落札者として不適当です。

発注者は落札者が実測評価時に設計共同体の作業分担で実施したことをどのように確認したのか、また、一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことをどのように確認したのか、説明を求めます。

加えて、業務中に同じ作業分担で実施していることをどのように確認するのか、説明を求めます。

以上

近接No. 4_他者削孔位置間違いについて



ボーリング等調査日の決定通知書の別紙-3に記載の「**近接No. 4**」の他者申告箇所は、距離標 (SP) : 0.73970であるが、現地の削孔跡を確認したところ、**距離標 (SP) : 0.74030**の誤った位置に削孔跡があることを確認した。

当該箇所は、当社の申告した空洞箇所がグルーピングされており、代表の削孔箇所は他社の申告箇所となっている。